

特定地域型保育事業 指導検査基準

※家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業

（令和7年6月10日適用）

文京区 子ども家庭部 幼児保育課（2025文子幼第937号）

指導検査基準中の「評価区分」

	指導形態	
C	文書指摘	子ども・子育て支援法及び関係法令等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	子ども・子育て支援法及び関係法令等に違反する場合で、軽微な違反の場合は「口頭指導」とする。
A	助言指導	子ども・子育て支援法及び関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目

1 基本原則	1
2 利用定員に関する基準	1
3 運営に関する基準	
1 内容及び手続の説明及び同意	2
2 正当な理由のない提供拒否の禁止等	2
3 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	2
4 特定地域型保育提供困難時の対応	3
5 あっせん、調整及び要請に対する協力	3
6 受給資格等の確認	3
7 教育・保育給付認定の申請に係る援助	3
8 地域型保育給付費等の額に係る通知等	3
9 自己評価	4
10 第三者評価等	4
11 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	4
12 運営規程	4
13 勤務体制の確保等	5
14 利用定員の遵守	5
15 掲示等	5
16 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	5
17 虐待等の禁止	5
18 秘密保持等	6
19 情報の提供等	6
20 利益供与等の禁止	6
21 苦情解決	7
22 地域との連携等	7

次

4 利用者負担額等	
1 利用者負担額等の受領	8
2 領収証の交付	8
3 教育・保育給付認定保護者の同意	8
5 会計の区分	9
6 保育に関する基準	
1 心身の状況等の把握	9
2 小学校等との連携	9
3 特定地域型保育の提供の記録	9
4 特定地域型保育の取扱方針	9
5 相談及び援助	9
6 緊急時等の対応	10
7 事故発生の防止及び発生時の対応	10
7 補助金等	
1 各加算の状況等（公定価格）	10
2 虚偽等の場合の返還措置（公定価格）	10
3 補助金	11
8 記録の整備	11

特定地域型保育事業 指導検査基準

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。なお、関係法令及び通知等の改正があった場合、適用日から、改正後の内容を適用する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年9月30日文京区条例第25号「文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	区条例第25号
3	平成28年8月23日府子本第571号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」	府子本第571号通知
4	令和2年7月30日子発0730第2号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」	子発0730第2号通知

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 基本原則					
	1 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、文京区（以下、「区」という。）、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。 2 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。 3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関等との密接な連携に努めているか。 4 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	(1) 区条例第25号第3条第1項 (1) 区条例第25号第3条第1項 (1) 区条例第25号第3条第1項 (1) 区条例第25号第3条第1項	(1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものではない。 (1) 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていない。 (1) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関等との密接な連携に努めていない。 (1) 人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じていない。	C B B C
2 利用定員に関する基準					
	1 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（支援法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この基準において同じ。）の数は家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型及びB型の利用定員の数は6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業は1人とする。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めなければならない。	1 利用定員が適切に設定されているか。 2 各区分ごとの利用定員を定めているか。	(1) 区条例第25号第37条第1項 (1) 区条例第25号第37条第2項	(1) 利用定員が適切に設定されていない。 (1) 各区分ごとの利用定員を定めていない。	C C

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
3 運営に関する基準					
(1) 内容及び手続きの説明及び同意	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規定の概要、連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、区条例第25号第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 特定地域型保育事業者は、1の文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を区条例第25号第53条第2項各号及び第3項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。 3 特定地域型保育事業者は、電磁的方法により、1に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 （1）電磁的方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの （2）ファイルへの記録の方式 4 3の承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者が再び3の承諾をした場合を除き、1に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。	1 利用申込者に対して重要事項等を文書により交付し説明を行い、同意を得ているか。 2 重要事項等の交付に代えて電磁的方法により提供する際に、当該利用申込者の承諾を得ているか。 3 電磁的方法により重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 4 当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしていないか。	(1) 区条例第25号第38条 (1) 区条例第25号第53条第6項（第53条第2項、第3項準用） (1) 区条例第25号第53条第6項（第53条第4項準用） (1) 区条例第25号第53条第6項（第53条第5項準用）	(1) 利用申込者に対して重要事項等を文書により交付し説明をしていない、又は同意を得ていない。 (1) 重要事項等の交付に代えて電磁的方法により提供する際に、当該利用申込者の承諾を得ていない。 (1) 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。 (1) 当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしている。	C B B B
(2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由なく利用申込を拒んでいないか。	(1) 区条例第25号第39条第1項	(1) 正当な理由なく利用申込を拒んでいる。	C
(3) 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	1 特定地域型保育事業者は、利用申込数と在園数の総数が利用定員数を超える場合、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、1に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考を行わなければならない。	2 利用定員を超える場合、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考を行っているか。 3 選考の方法を事前に明示した上で、選考を行っているか。	(1) 区条例第25号第39条第2項 (1) 区条例第25号第39条第3項	(1) 保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考を行っていない。 (1) 選考の方法を事前に明示した上で、選考を行っていない。	B B

特定地域型保育事業 指導検査基準

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 特定地域型保育提供困難時の対応	特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合、適切な措置を速やかに講じているか。	(1) 区条例第25号第39条第4項	(1) 自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合、適切な措置を速やかに講じていない。	B
(5) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について、支援法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 区条例第25号第40条第1項	(1) 区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していない。	B
	2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2 区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 区条例第25号第40条第2項	(1) 区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力していない。	B
(6) 受給資格等の確認	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。	1 保護者の提示する支給認定証により、教育・保育給付認定の有無を確認しているか。	(1) 区条例第25号第50条（第8条準用）	(1) 保護者の提示する支給認定証により、教育・保育給付認定の有無を確認していない。	B
		2 保護者の提示する支給認定証により、教育・保育給付認定子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	(1) 区条例第25号第50条（第8条準用）	(1) 保護者の提示する支給認定証により、教育・保育給付認定子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認していない。	B
(7) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 特定地域型保育事業者は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っているか。	(1) 区条例第25号第50条（第9条第1項準用）	(1) 教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っていない。	B
		2 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が適切に行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 区条例第25号第50条（第9条第2項準用）	(1) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が適切に行われるよう必要な援助を行っていない。	B
(8) 地域型保育給付等の額に係る通知等	1 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費(特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。	1 保護者に対し、地域型保育給付費の額を通知しているか。	(1) 区条例第25号第50条（第14条第1項準用）	(1) 保護者に対し、地域型保育給付費の額を通知していない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	2 特定地域型保育提供証明書を交付しているか。	(1) 区条例第25号第50条（第14条第2項準用）	(1) 特定地域型保育提供証明書を交付していない。	C

特定地域型保育事業 指導検査基準

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 自己評価	特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 特定地域型保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図っているか。	(1) 区条例第25号第45条第1項	(1) 特定地域型保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図っていない。	C
(10) 第三者評価等	特定地域型保育事業者は定期的に外部の者等による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 定期的に外部の者等による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	(1) 区条例第25号第45条第2項	(1) 定期的に外部の者等による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていない。	C
(11) 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 保護者の偽りその他不正な行為について、区に通知しているか。	(1) 区条例第25号第50条（第19条準用）	(1) 保護者の偽りその他不正な行為について、区に通知していない。	C
(12) 運営規程	特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 1 事業の目的及び運営の方針 2 提供する特定地域型保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 6 利用定員 7 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 区条例第25号第46条	(1) 運営規程を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B

特定地域型保育事業 指導検査基準

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(13) 勤務体制の確保等	1 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。 2 当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しているか。 3 研修の機会を確保しているか。	(1) 区条例第25号第47条第1項 (1) 区条例第25号第47条第2項 (1) 区条例第25号第47条第3項	(1) 職員の勤務体制を定めていない。 (1) 当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供していない。 (1) 研修の機会を確保していない。 (2) 研修の機会が不十分である。	B C C B
(14) 利用定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員を超過して特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、支援法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 利用定員を超過して特定地域型保育の提供を行っていないか。	(1) 区条例第25号第48条	(1) 利用定員を超過して特定地域型保育の提供を行っている。	C
(15) 掲示等	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 掲示及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。	(1) 区条例第25号第50条（第23条準用）	(1) 重要事項等が掲示されていない。 (2) 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。 (3) 内容が不十分である。	C C B
(16) 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定地域型保育事業者においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な取扱いをしていないか。	(1) 区条例第25号第50条（第24条準用）	(1) 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な取扱いをしている。	C
(17) 虐待等の禁止	特定地域型保育事業所の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区条例第25号第50条（第25条準用）	(1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

特定地域型保育事業 指導検査基準

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(18) 秘密保持等	1 特定地域型保育事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしていないか。	(1) 区条例第25号第50条（第27条第1項準用）	(1) 正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしている。	C
	2 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	2 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 区条例第25号第50条（第27条第2項準用）	(1) 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
	3 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	3 文書により教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ているか。	(1) 区条例第25号第50条（第27条第3項準用）	(1) 文書により教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ていない。	C
(19) 情報の提供等	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業所を選択することができるように、当該特定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 施設選択に資するよう、情報提供を行うよう努めているか。	(1) 区条例第25号第50条（第28条第1項準用）	(1) 施設選択に資するよう、情報提供を行うよう努めていない。	B
	2 特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	2 施設について広告する場合、内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	(1) 区条例第25号第50条（第28条第2項準用）	(1) 施設の広告内容が、虚偽である又は誇大なものとなっている。	C
(20) 利益供与等の禁止	1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1) 区条例第25号第50条（第29条第1項準用）	(1) 小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	2 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1) 区条例第25号第50条（第29条第2項準用）	(1) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(21) 苦情解決	1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等苦情解決に適切に対応しているか。	(1) 区条例第25号第50条（第30条第1項準用）	(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2 苦情の内容等を記録しているか。	(1) 区条例第25号第50条（第30条第2項準用） (2) 区条例第25号第49条第2項第4号	(1) 苦情の内容等を記録していない。 (2) 苦情の内容等の記録が不十分である。	C B
	3 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めているか。	(1) 区条例第25号第50条（第30条第3項準用）	(1) 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めていない。	B
	4 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関し、支援法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行っているか。	(1) 区条例第25号第50条（第30条第4項準用）	(1) 区が行う調査に協力していない。 (2) 区からの指導又は助言に対し、改善を行っていない。	C C
	5 特定地域型保育事業者は、区からの求めがあった場合には、4の改善の内容を区に報告しなければならない。	5 区からの求めがあった場合、改善の内容を区に報告しているか。	(1) 区条例第25号第50条（第30条第5項準用）	(1) 区に改善報告をしていない。	C
(22) 地域との連携等	特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。	(1) 区条例第25号第50条（第31条準用）	(1) 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていない。	B

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
4 利用者負担額等					
(1) 利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。 特定地域型保育事業者は、区条例第25号第43条第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 特定地域型保育事業者は、区条例第25号第43条第1項、第2項及び第3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、同条第4項に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	1 徴収金額及び使途は適切か。 2 徴収金額及び使途は適切か。 3 徴収金額及び使途は適切か。 4 徴収金額及び使途は適切か。	(1) 区条例第25号第43条第1項 (1) 区条例第25号第43条第2項 (1) 区条例第25号第43条第3項 (1) 区条例第25号第43条第4項	(1) 教育・保育給付認定保護者に負担させることが妥当と思われる費用を徴収している。 (2) 徴収簿等を作成していない。 (3) 徴収簿等の内容に不備がある。 (4) その他不備がある。	C B B B
(2) 領収証の交付	特定地域型保育事業者は、区条例第25号第43条第1項から第4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	1 当該費用に係る費用の領収証を交付しているか。	(1) 区条例第25号第43条第5項	(1) 領収証を交付していない。	B
(3) 教育・保育給付認定保護者の同意	特定地域型保育事業者は、区条例第25号第43条第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 ただし、同条第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 質の向上を図る費用の徴収を行っている場合に、あらかじめ、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、文書による同意を得ているか。 2 便宜に要する費用の徴収を行っている場合に、あらかじめ、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、同意を得ているか。	(1) 区条例第25号第43条第6項	(1) 質の向上を図る費用に関し、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、文書による同意を得たことが記録されていない。 (1) 便宜に要する費用に関し、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、同意を得ていない。	B B

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 会計の区分					
	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1) 区条例第25号第50条	(1) 特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
6 保育に関する基準					
(1) 心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 満3歳未満保育認定子どもの状況等の把握に努めているか。	(1) 区条例第25号第41条	(1) 満3歳未満保育認定子どもの状況等の把握に努めていない。	B
(2) 小学校等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下同じ。)について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 小学校又は他の特定地域型保育事業者等との円滑な接続に資するよう、子どもの情報の提供の他、関係機関と密接な連携に努めているか。	(1) 区条例第25号第50条(第11条準用)	(1) 小学校等との円滑な接続に資するよう、子どもの情報提供や関係機関との密接な連携に努めていない。	B
(3) 特定地域型保育の提供の記録	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 必要な事項を記録しているか。	(1) 区条例第25号第50条(第12条準用) (2) 区条例25号第49条第2項第2号	(1) 必要な事項を記録していない。 '(2) 内容が不十分である。	C B
(4) 特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	1 保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行なっているか。	(1) 区条例第25号第44条第1項 (2) 区条例第25号第49条第2項第1号	(1) 保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っていない。	C
(5) 相談及び援助	特定地域型保育事業者は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	(1) 区条例第25号第50条(第17条準用)	(1) 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 緊急時等の対応	特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 緊急時において、速やかに保護者や医療機関へ連絡を行う等必要な措置を講じているか。	(1) 区条例第25号第50条（第18条準用）	(1) 緊急時に必要な措置を講じていない。 (2) 緊急時に必要な措置について不十分である。	C B
(7) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、以下(2)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。 2 事故が発生した場合、速やかに区、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行い、必要な措置を講じているか。 3 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 4 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 区条例第25号第50条（第32条第1項準用） (1) 区条例第25号第50条（第32条第2項準用） (1) 区条例第25号第50条（第32条第3項準用） (2) 区条例第25号第49条第2項第5号 (1) 区条例第25号第50条（第32条第4項準用）	(1) 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない。 (2) 措置が不十分である。 (1) 必要な措置を講じていない。 (1) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していない。 (1) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていない。	C B C C C
7 補助金等					
(1) 各加算の状況等(公定価格)	公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、適正に認定を受ける必要がある。	1 公定価格の算定に際して、必要な要件を満たしているか。	(1) 府子本第571号通知 (2) 子発0730第2号通知	(1) 要件の認定に関して、重大な問題がある。 (2) 要件の認定に関して、問題がある。	C B
(2) 虚偽等の場合の返還措置(公定価格)	公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件の適合状況において、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部を返還しなければならない。	1 公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件の適合状況において、虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合に、既に支給された加算等の全部又は一部を適正に返還しているか。	(1) 府子本第571号通知 (2) 子発0730第2号通知	(1) 虚偽又は不正の手段により加算の認定を受けている。	C

項 目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 補助金	1 補助金の支給を受けた特定地域型保育事業保育所の運営設置者は、各要綱で定める目的以外に補助金を使用してはならない。 2 補助金の支給要綱に従う必要がある。	1 補助金を目的以外に使用していないか。 2 補助金の支給要綱に従っているか。	(1) 各補助金要綱 (1) 各補助金要綱	(1) 補助金を目的以外に使用している。 (1) 補助金の要綱に従っていない。 (2) 補助金の要綱に一部従っていない。	C C B
8 記録の整備					
	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 区条例第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 区条例第50条（第12条準用）の規定による特定地域型保育の提供の記録 (3) 区条例第50条（第19条準用）の規定による区への通知に係る記録 (4) 区条例第50条（第30条第2項準用）に規定する苦情の内容等の記録 (5) 区条例第50条（第32条第3項準用）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 2 特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	(1) 区条例第25号第49条第1項 (1) 区条例第25号第49条第2項	(1) 諸記録が整備されていない。 (2) 諸記録の整備が不十分である。 (1) 諸記録が5年間保存されていない。 (2) 諸記録の保存が不十分である。	C B C B